

蓮田市小規模事業者等支援金に関するよくあるお問合せ

Q：対象要件の緩和とありますが、こういった方が対象となるのですか。

A：令和2年5月31日以前から蓮田市に住民登録があり、その届出日が蓮田市民となった日から14日以内に届出されている方で、申請日までの間継続して蓮田市外で事業を行っている個人事業主の方が対象となります。

Q：蓮田市外に在住していますが、蓮田市内で事業を行っています。支援金の交付対象になりますか。

A：蓮田市内で事業を行っていれば、支援金交付の対象となります。営業許可証・賃貸借契約書の写し等蓮田市内で事業を行っていることがわかる資料の提出をお願いします。

Q：複数の事業所で事業を行っているが、事業所ごとに支援金の交付申請ができますか。

A：1事業者あたり1回限りの交付となります。同一人が複数の事業者を兼ねている場合も1回限りとなります。

Q：保険外交員をしています。支援金の交付対象になりますか。

A：蓮田市内で保険外交活動を行っていて、営業等の収入額（㊟欄）が確定申告書B第一表の収入金額等の合計額の過半であれば、支援金交付の対象となります。

Q：売上高等減少率の対象となる令和2年2月から8月とは、任意で選択してよいのですか。

A：2月から8月のうち、売上高等が前年同月比で5%以上減少している月を選んでください。

Q：個人で事業を行っていますが、事業収入以外にも収入があります。この場合、事業収入が前年同月比で5%以上減少していれば交付対象になりますか。

A：確定申告書B第一表の事業収入の営業等の収入額（㊟欄）が総収入額の過半で、かつ、営業等の令和2年2月から8月のいずれかの月の収入が前年同月比で5%以上減少していれば交付対象となります。

Q：令和元年9月に創業し、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが激減しています。前年との比較ができませんが、この場合、交付対象にはならないのでしょうか。

A：事業を開始した日から3か月以上1年1か月未満の方の場合で、

前年との比較ができない場合でも対象となる場合もありますので、ご相談ください。ただし、令和2年6月1日以後に創業した方は対象とはなりません。

Q：常時使用する従業員数にパートやアルバイトも含まれますか。

A：パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員などは従業員に含みません。また、会社役員や個人事業主本人は従業員数に含みません。

Q：申請書類はどこで入手できますか。

A：市HPから申請書類をダウンロードできます。また蓮田市商工会、市役所商工課で入手できます。

Q：申請に係る費用（送料、証明書等）は自己負担になるのですか。

A：送料、証明書発行手数料等、手続きに係る費用は自己負担となりますのでご了承ください。

Q：窓口に出向いて申請することはできますか。

A：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は原則行いません。郵送での申請にご協力をお願いします。郵送先は交付業務を受託している「蓮田市商工会」となります。また、不着の場合は受付できませんので、配達記録の残る郵送方法を

推奨します。

Q：申請してから、どのくらいで振り込まれますか。

A：申請受付後、申請書類の審査を行います。必要に応じて、記載内容等の確認をすることもあるかと思われます。概ね2週間位で指定の口座への振込みを予定しております。